

# 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（入所施設）

## 情報共有・報告

- ・症状等から感染が疑われると思われる場合は、協力医療機関等または「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける
- ・施設長等へ報告し、施設内で情報共有する（法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要）
- ・保健所等の指示に従い、入所者等の濃厚接触者の特定に協力する
- ・感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
- ・指定権者へ報告する（衛生物品等の支援の必要性を含む）
- ・利用者家族等へ報告する

※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

## 消毒・清掃等

感染が疑われる方の居室や、利用した共有スペース、濃厚接触したと思われる他の利用者及び職員が活動するすべてのスペースをゾーニングし消毒・清掃

### 【手順】

- ・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用（使用後廃棄もしくは消毒措置を実施）し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し乾燥
- ・保健所等の指示に従うこと。

## 疑わされる利用者・職員の特定

### 【考え方】

施設の入所者すべてが感染が疑われるため、感染者と同様の対応が必要であるが、特に

- ・同室又は長時間の接触
  - ・適切な感染の防護無しに診察、看護、介護を行った
  - ・気道分泌液若しくは体液、排泄物等に直接触れた可能性が高い等
- に該当する者については特段の注意を要する。

## 感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

### 利用者の場合

### その他

※県では、濃厚接触者になった医療・施設従事者、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知。なお、濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う。

### 診断結果の確定まで

- ・感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則。詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。
- ・原則個室に移し、居室内で生活を完結する。不可能な場合には、感染が疑われる者（当該者と濃厚接触した者も含む）とそれ以外の利用者と時間や使用スペースを明確に区分けし、対応する。
- ・感染が疑われる者・濃厚接触者と、それ以外の利用者に対応する職員を明確に区分し対応する。
- ・居室・共有スペース等の換気、消毒を行う。（職員は手袋・マスク・ゴーグル・エプロン等を使用（代用品可）し、使用後は廃棄もしくは消毒措置
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石鹼と流水による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒を徹底。
- ・急激な体調悪化の可能性があるため、頻回に体調チェック（検温、血圧、呼吸様態、酸素濃度等）が必要。
- ・高齢者施設から医療機関への搬送時には、当該医療機関に対し、新型コロナウイルス感染状況（感染者であるか、濃厚接触者であるか）も含めた当該入所者の状況・症状等を可能な限り詳細に情報提供を行う。

### 職員の場合

- ・保健所等により濃厚接触者とされた職員については、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。
- 風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症狀がある場合
  - ・自宅待機の上、保健所の指示に従う。
- 症状がない場合
  - ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅待機する。
  - ・職場復帰時期については、保健所と相談のうえ、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。
  - ・その他、過去の行動記録を確認し濃厚接触者を確認
- ・濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員不足が見込まれる場合、同一法人の介護サービス事業所からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討するとともに、管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努めること。

※詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください

# 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（通所・短期入所施設等）

※保健所等の指示に従うこと

**情報共有・報告**

**消毒・清掃等**

**員の特定利用者が疑わる濃厚接触者**

- ・職員

- ・症状等から感染が疑われると思われる場合は、かかりつけ医または「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける。
  - ・管理者等へ報告し、休業・一部停止について施設内で情報共有する。(法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要)
  - ・利用者(感染が疑われる者)の主治医・担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村に連絡し情報を共有する。
  - ・利用者(感染が疑われる者以外)の主治医、居宅支援事業所等に連絡し、代替サービスを検討する。
  - ・感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、事業所の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
  - ・指定権者及び保険者に連絡する。(衛生物品等の支援の必要性を含む。)
- ※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。

感染が疑われる方が利用した部屋や車両等を中心に施設すべてについて清掃

## 【手順】

- ・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、湿式清掃し乾燥

## 【考え方】

感染が疑われる者に対し

- ・長時間の接触(約15分以上)
- ・適切な感染の防護無しに介護した
- ・気道分泌液若しくは体液、排泄物等直接触れた可能性が高い

に該当する者については特段の注意を要する。

**感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応**

**利用者の場合**

**その他**

※県では、濃厚接触者になった施設従事者、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知。なお、濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う。

## 診断結果の確定まで

- ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ・短期入所等のサービス利用中に感染の疑いが発生した場合は自宅帰宅せず、施設内で隔離等の感染防止を徹底した上でサービス提供を継続する。(家族・利用者に事前に説明する。具体的なサービス提供の方法は入所施設に準じる。)
- ・利用中止により入浴等生活に必要なサービスが滞る場合、必要に応じて居宅介護支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底した上で訪問介護等、自宅待機の場合に生活に必要なサービスを確保する。
- ・高齢者施設から医療機関への搬送時には、当該医療機関に対し、新型コロナウイルス感染状況(感染者であるか、濃厚接触者であるか)も含めた当該入所者の状況・症状等を可能な限り詳細に情報提供を行う。
- ※発症者と異なり「感染が疑われる者」については、通所介護事業所等の休止により自宅待機等を求められ、入浴等の機会が失われることのないよう居宅介護支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底したうえで訪問介護等、生活に必要なサービスを適宜確保する。
- 特に独居者については、引き続き在宅継続することから食事・排せつ支援等の生活に最低限必要なサービス提供を行う。

・保健所等により濃厚接触者とされた職員については、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

### ○風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合

- ・自宅待機の上、保健所の指示に従う。

### ○症状がない場合

- ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅待機する。
- ・職場復帰時期については、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

## 特に同居者に感染を疑う症状がある場合

- ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。
- ・濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員不足が見込まれる場合、同一法人の介護サービス事業所からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討するとともに、管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努めること。

## 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

発  
疑  
わ  
れ  
る  
者  
が  
速  
や  
か  
に

情報  
共  
有  
・  
報  
告

- ・症状等から感染が疑われる場合はかかりつけ医または「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける
- ・管理者等へ報告し、事業所内で情報共有する
- ・利用者の主治医・担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村へ報告する
- ・感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、事業所の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
- ・指定権者へ報告する（衛生物品等の支援の必要性を含む）
- ※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

※県では、濃厚接触者になった施設従事者、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知。なお、濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を見つける観点から全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う。

### 診断結果の確定まで

- ・報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する
- ・介護ヘルパー等の感染防止策を徹底した上で、必要なサービスの提供を行う。
- ・特に独居高齢者等、喫緊のサービス提供が必要な利用者については他の訪問介護事業者にサービスの提供等を依頼する。

### ○風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合

- ・自宅待機の上保健所の指示に従う

### ○症状がない場合

- ・保健所等と相談の上、サービス提供を行わないことが望ましい
- ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

濃  
厚  
接  
触  
が  
疑  
わ  
れ  
る  
者  
・

職  
員  
の  
場  
合

※保健所等の指示に従うこと

- ・基礎疾患を有する方・妊婦等は重篤化のおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
- ・事業所内のマスク着用

訪問・居宅介護の必要性が認められる  
サービスを提供する場合

サービス提供時の留意点

- ・介護ヘルパー等の感染防止のため、サービス提供前後の手洗い、マスク・エプロン・使い捨て手袋（飛沫を浴びるリスクが高いケアの場合は必要に応じゴーグル等）の着用の徹底等の実施
- ・濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、可能な限り担当職員を分ける又は最後に訪問する
- ・訪問時間の短縮
- ・長時間の見守り時は利用者との距離を保つ
- ・訪問時の換気徹底
- ・利用者が利用する体温計等は消毒用エタノールで都度清拭する。
- ・衛生物品等、必要な支援について指定権者に相談する。

その他

・濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員不足が見込まれる場合、同一法人の介護サービス事業所からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討するとともに、管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努めること。